

3. イギリスにおける特別な教育的ニーズのある子どもの早期支援について

この報告では、主に、イギリスにおける特別な教育的ニーズのある子どもの早期支援の枠組みについて概説する。まず、早期支援（教育）の大枠を捉えるために、現在ブレア労働党政権のもとで実施されている、(a)教育改革とその目標、(b)就学前教育とその施策、(c)就学前教育の学習、(d)教育財政、について述べ、次に、(e)特別な教育的ニーズのある子どもの支援の枠組みと、(f)イングランドにおける特別な教育的ニーズのある子どもへの支援の実施状況を述べる。これらを踏まえた上で、最後に、(g)特別な教育的ニーズのある子どもの早期支援の枠組みのポイントについてまとめる。

教育改革とその目標

イギリスでは、都市部を中心に教育水準が低い学校が多く、また、児童生徒の学力水準の低下に対する危惧などの理由から、現ブレア労働党政権が、1997年の政権獲得時から、21世紀の「知識経済」における国際競争に耐えうる国民を育成することを目指して、教育改革を実施してきた。

この改革における最大のテーマは「公立学校における教育水準の向上」であり、政権の第1期目（1997～2001年）には、主に、（就学前教育を含む）初等中等教育全体の教育水準の向上に主眼をおいた取組が行われた。

この取組の主な目標には、以下のようなものがある：(a)教育水準の向上—全国学習目標の設定、全国テストの実施、学校別成績一覧の公表；(b)3-4歳児の就園率の引き上げ；(c)30名学級の実現、④学習内容の見直し—ナショナルカリキュラムの改訂、シックス・フォームにおける履修科目の多様化；(d)中学校の多様化ースペシャリスト・スクールの増加、民間資金の積極的導入；(e)職業教育の充実—職業教育の充実、職業関連資格GCSE-Aレベルへの一本化；(f)不登校・校内暴力へのきめ細かい対応；(g)情報化の推進—全国学習情報ネットワークの推進、ハードやコンテンツの整備、教員研修を経て新しい教育方法の開発、(h)OfSTEDによる学校監査の強化—模範的学校や失敗校の公表、閉鎖措置、(i)教員の確保及び資質の向上—教員養成の充実、業績給導入（榎本、2002）。障害のある子どもの教育についても、このような教育改革の中で様々な課題が議論されている。

就学前教育と施策

イギリスでは、子どもが5才に達した次の学期から小学校に入ることになっており、就学前教育は、それ以前の2-5才（公立では3-5才、私立では2-5才）の子どもを対象としている（図1）。

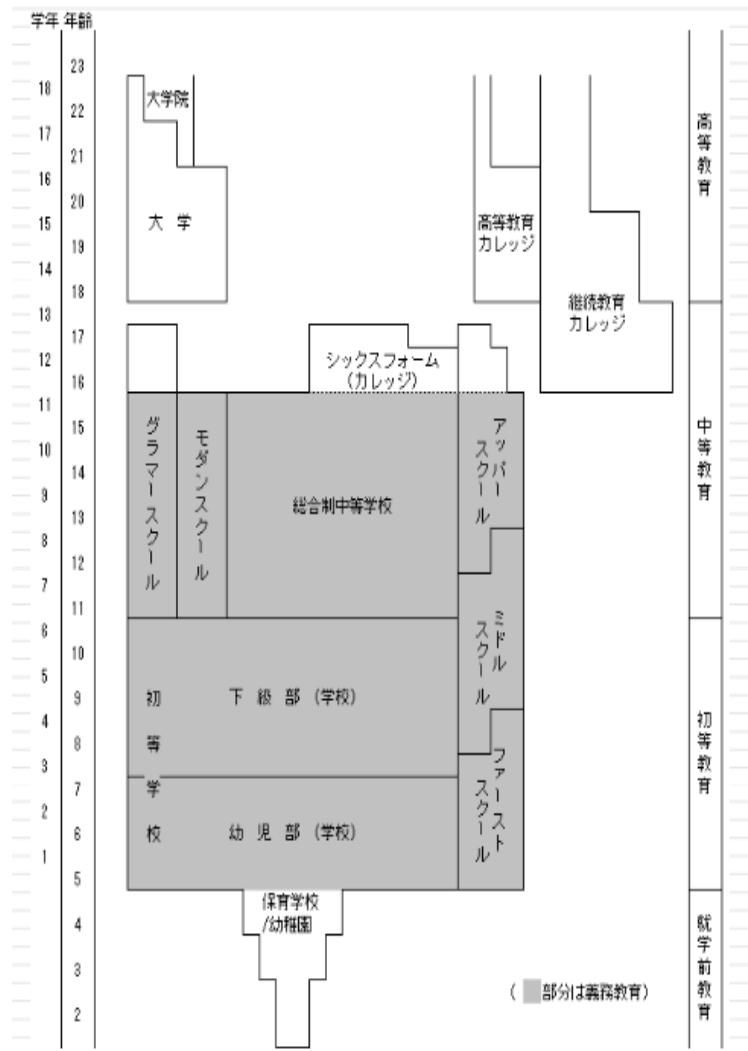


図1. イギリスにおける学校系統図
文部科学省(2004)

就学前教育は、地域により異なるが、一般に表のような教育機関や保育施設がある。日本では、独立した幼稚園が多いが、イギリスでは、小学校に併設されている幼稚学級／レセプション学級が数多くある（在籍人数、幼稚園 150,800 名、幼稚学級 308,700 名、DfES, 2006a）。一般に、義務教育直前のレセプションクラスには、5 才になる年度の 9 月から在籍することが勧められている（大城ら, 2002）。したがって、イギリスでは、子どもが小学校に入る前から学校で教育を受けていることが多く、また、日本の学校のような入学式はないため、就学前教育から義務教育段階への移行において利点が多いことが予想される。このような枠組みのため、就学手続き（学校選択）は、子どもが 3 才のときに行われる（大城ら, 2002）。

表 1. 就学前教育における教育機関・保育施設

教育機関	
公立幼稚園 State nursery schools	3~4才児を受け入れ、学校と同じ期間開園し、週5日半日が一般的。子ども20名に対し1名の保育有資格者がいることが義務づけられている。
私立幼稚園 Private nursery schools	2~5才までの子どもを受け入れ、半日、あるいは1日制で学校の休暇中にも開園するところもある。有資格者については公立幼稚園と同様。
公立小学校の幼児学級/ レセプションクラス Nursery classes/ Reception classes	小学校に併設されている学級。幼児学級は、3~4才までを受け入れ、週5日半日登校する。有資格者は26名に対して1名いることが義務づけられている。 レセプション学級は、義務教育直前の学級のことを意味しており、4~5才の子どもを受け入れる。はじめ半日で、慣れてきたら1日にする。1学級の子どもの数は30名以内に法的に制限されている。休みは学校と同様。
保育施設(地域の有志、地方公共団体などで運営)	
Playgroups	3~5才児を受け入れる。一般には半日。子ども8名につき大人1名がいること、かつ、大人の半数は有資格者である必要がある。地域の有志や両親が中心になって運営している。
Day nursery	5才以下の幼児を1日受け入れる。子ども8名につき大人1名がいること、かつ、大人の半数は、地方自治体認証の有資格者である必要がある。地方自治体、教会慈善団体などによって運営され、保護者の都合に合わせて子どもを預ける時間を

財団法人海外職業訓練協会（2004）を一部修正

政府は、就学前教育の充実、また、幼児をかかえる親の就労機会を増やすなどの観点から、就園を希望する全ての3歳児、及び4歳児に無償の就学前教育の機会を与える目標をたて、就学前教育の拡充を図ってきた。

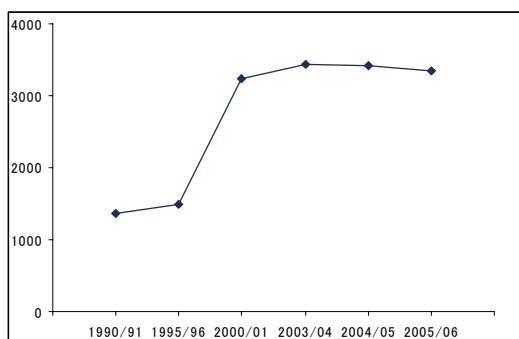
無償の就学前教育の内容は、週当たり5保育時間（1保育時間は2時間半）を1学期に11週、年間3学期保障するものである（文部科学省、2004）。

4才児への無償の就学前教育の提供は、2000年までに事実上達成され、3才児についても、イングランドの2006年の無償の就学前教育を受けている幼児の在籍率は96%となっている。

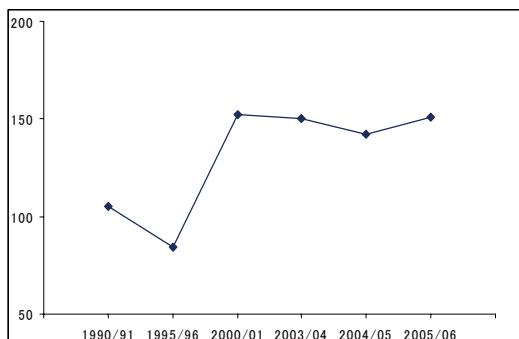
政府は、今後は、このような無償の就学前教育を2才児に拡大していくことも目標としており、2008年までに、社会経済困難地域において1万2000人の幼児に無償の就学前教育を提供している（文部科学省、2004）。

このような施策情勢の中、幼稚園／幼児学級の数、利用者数、「子ども：教員」比の統計量は、図2のように変化してきている（DfES、2006a）。いずれのデータからも就学前教育の充実が図られてきたことが推測される。

幼稚園／幼児学級数



幼稚園／幼児学級の利用者数(×1000)



「子ども：教員」の比

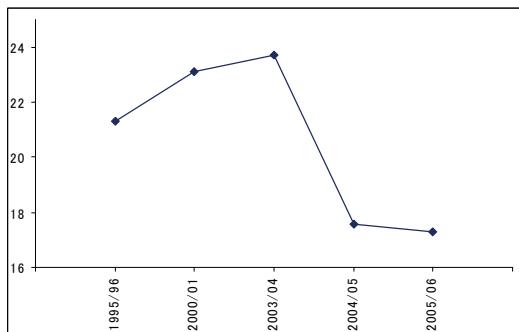


図2. 幼稚園／幼児学級の現状

DfES (2006a)

就学前教育の学習

就学前教育における学習は、基礎段階 (foundation stage) と呼ばれる。小学校で利用されるようなナショナルカリキュラムはないが、2000年には、「基礎段階におけるカリキュラム・ガイダンス (Curriculum guidance for the foundation stage)」が、また、2003年には、「基礎段階のプロファイル (foundation Stage Profile)」が公表され、ガイダンスで示された6つの領域（表2）についてのアセスメント法と早期学習の目標が示された (DfSE, 2003)。

基礎段階のプロファイルは、表2のような13のスケールから構成されており、それぞれのスケ

ールは 9 つの評定ポイントがある（表 3）。最初の 3 つポイントは、”Stepping stones” と呼ばれ、早期学習の目標を達成に向かう進展段階を表す。次の 5 つのポイントは、早期学習の目標そのものである。最後のポイントは、それまでの 1-8 のすべてのポイントが達成され、早期学習の目標を超えてさらに発達が進んだ状態を表す。

表 2. 基礎段階の領域とスケール

領域	スケール
人格・社会性・情緒の発達	気質と態度 社会性の発達 情緒の発達
コミュニケーション・言語・読み書きの発達	コミュニケーションと思考のための言語 音と文字のリンク 読み 書き
数学能力の発達	数の記号とカウント 計算 形状・空間・測定
社会に対する知識と理解	社会に対する知識と理解
身体の発達	身体の発達
創造性の発達	創造性の発達

表 3. 社会性の発達の 9 つの評定ポイント

- 1 他の人の側で遊ぶ
- 2 ジェスチャーや話を通して関係性を作る
- 3 大人のサポートのもとで交替や共有を行う
- 4 グループやクラスの中で、公正に交替や共有を行う
- 5 大人や子どもと良い関係を作る
- 6 仲良く活動するためには、グループにおいて行動規範に従う必要があることを理解する
- 7 人はそれぞれ、尊重されるべき異なるニーズ、視点、文化、信念をもっていることを理解する
- 8 自分のニーズ、視点、文化、信念が他の人に尊重されていることを理解する
- 9 他の人のアイデアを考慮する

表 4 には、2006 年のイングランドにおける、基礎段階プロファイルのポイント数ごとの子どもの（レセプションクラスの学年）の割合を示した（DfES, 2007）。6 ポイント以上を 1 つの達成目標としてみた場合、その到達率は、57 - 88%である。

後述する、特別な教育的ニーズのある子どもの教育のための実施規則には、この基礎段階の学習の重要性が指摘されており、これを通して子どもの学習進度をモニタリングしていくことが、特別な教育的ニーズのある子どもに段階的な支援をおこなっていくための基盤となることが示唆されている（DfES, 2001）。

表 4. イングランドにおける、基礎段階プロファイルのポイント数ごとの子どもの割合

領域	スケール	ポイント			
		1-3	4-7	8-9	6以上
人格・社会性・情緒の発達	気質と態度	2	47	51	88
	社会性の発達	4	58	38	80
	情緒の発達	6	49	45	77
コミュニケーション・言語・読み書きの発達	コミュニケーションと思考のための言語	6	54	39	78
	音と文字のリンク	17	54	39	61
	読み	8	62	30	68
	書き	17	59	24	57
数学能力の発達	数の記号とカウント	4	52	44	87
	計算	11	58	30	69
	形状・空間・測定	6	59	34	80
社会に対する知識と理解	社会に対する知識と理解	6	55	39	77
身体の発達	身体の発達	3	44	52	88
創造性の発達	創造性の発達	4	62	34	78

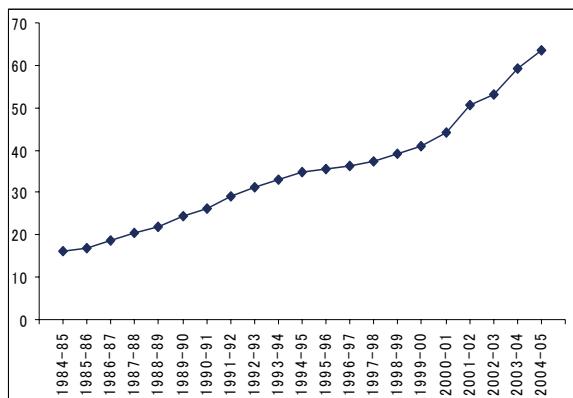
教育財政

DfES(2006a)によると、2004-05 年度の英国の国内総生産（GDP）は、およそ 1 兆 1766 億ポンドで、教育支出は、その 5.4% の 637 億ポンドである。OECD 加盟国の GDP に占める教育支出の平均は、5.9% で、日本は、4.8% (2003) であり (OECD, 2006)，イギリスは、平均よりやや小さい値である。

教育支出のうち、国の経費は、218 億ポンド、地方教育局の経費は、419 億ポンドである。分野別に見ると、就学前教育が、約 41 億ポンド、初等中等教育が 365 億ポンド、継続教育関係が 74 億ポンド、高等教育が 78 億ポンド、学生支援が 19 億ポンド、その他の教育サービスが 59 億ポンドである。

教育支出は、年々増加しており、20 前に比べるとほぼ 4 倍増えている（図 3 上段）。図 3 下段には、2000-01 から 2004-05 年度における分野別の教育支出の推移を示した。2000-01 から 2004-05 年度の増分は、就学前教育が 1.68 倍で最も多く、次いで、その他の教育サービスが 1.55 倍、継続教育 1.52 倍、初等中等教育が 1.42 倍、高等教育が 1.32 倍、学生支援が 1.06 倍である。

教育支出の経年変化 ($\times 10$ 億ポンド)



分野別の教育支出 ($\times 1$ 億ポンド)

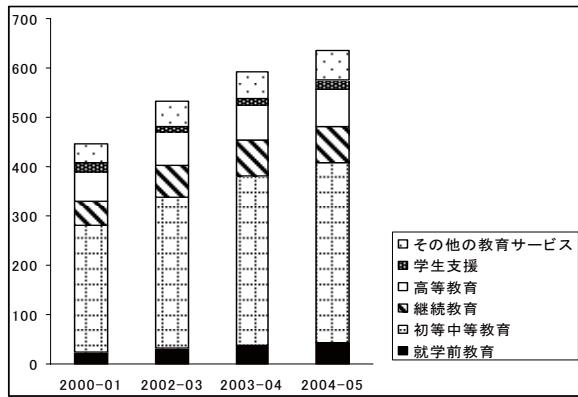


図 3. 教育経費
DfES (2006a)

特別な教育的ニーズのある子どもの支援の枠組み

イギリスの特別支援教育においては、特別な教育的ニーズ (Special education needs: 以下 SEN と略す) という概念がある。これは、医学的診断に基づく障害のカテゴリとは異なる概念であり、子どもが真に必要としているニーズとその教育的対応について言及する用語である (榎本, 2002; 大城ら, 2002).

「1996 年の教育法 (Education Act 1996)」には、「ある子どもが“学習上の困難”をもつたため、特別な教育上の提供を必要とする場合、その子どもには本法に定める“特別な教育的ニーズ”があるものとする」と述べられており、また、この“学習上の困難”については、次のように記されている：(a) 同年齢のほとんどの子どもと比較して、学習に際して大きな困難を有する場合；(b) 同年齢の子どもに通常提供される教育設備の利用が障害により妨げられている場合；(c) 義務教育年齢に達しない場合で(a) または (b) に該当する可能性がある場合 (DfES, 2001).

SEN のある子どもの支援は、「できる限り通常の学級で行う」ことが提唱されている。「2001 年特別な教育的ニーズ及び障害法 (Special Education Needs and Disability Act 2001)」には、「(a)特別な教育的ニーズのある子どもで判定書（下記に詳述）を有しないものは、通常の学校で

教育を受けること, (b) 判定書のある子どもは, 保護者の意思又は他の子どもに対する効率的な教育の提供に反しない限り通常の学校で教育を受けること」と定められている(大城ら, 2002). DfSE(2006)によると, イングランドでは, 特別学校に在籍している判定書のない SEN のある子どもの数は年々減少し, 反対に, 特別学校における判定書のある SEN のある子どもの割合は, 年々 100%近づいている傾向がある.

通常の学校における SEN のある子どもの支援については, 1994 年の教育施行令において, (a) すべての通常の学校は, 特別な教育的ニーズに関する方針 (SEN Policy) を分化し, (b) そのニーズに応じた教育的手立てを調節する責任者である SEN コーディネーターをおくこと, が義務づけられた. これにより, 通常の学校では, 特別な教育的ニーズのある子どもにどのようにして気づき, どのような手立てを実行し, その成果をどのように点検するか, などを明確にする規定することが求められるようになっている (大城ら, 2002).

また, この法令においては, SEN のある子どもの教育を行うために遵守, あるいは, 考慮すべき手立て 一特別な教育的ニーズの判断, アセスメント, 支援の手立てなどーが記載されている実施規則 (Special Education Needs Code of Practice) が規定された (大城ら, 2002). この実施規則は, SEN への対応を次の 5 段階で定め, 支援を段階的に行っていくこと (graduated approach) を提案している: (a) ステージ 1—学級担任や教科担任, 保護者が子どもの SEN に気づき, SEN コーディネーターと協調しながら必要な配慮を行う; (b) ステージ 2—SEN コーディネーターが中心となって, 他の教員とともに, 情報を収集するとともに, 個別の教育計画を作成し, 特別な教育の提供のアレンジを行う; (c) ステージ 3—SEN コーディネーターが中心となるが, 学外の専門家の助けを得る; (d) 地方教育当局は, 法定評価の必要性を検討し, 必要な場合は多角的な評価を行う; (e) ステージ 5—地方教育当局は, 判定書 (以下に詳述) の必要性を検討し, 必要な場合は, 判定書を作成する, 作成後も状況をフォローし見直しを行う (榎本, 2002; 大城ら, 2002).

実施規則は, 2001 年に改訂され (DfES, 2001), SEN への対応は, 現在, 以前の 5 段階から, school action と school action plus の 2 段階に簡素化されている. ステージ 1-2 が school action, ステージ 3 が school action plus に対応する. また, この改訂では, 早期段階での対応の強化が図られ, (a) 就学前教育のいずれの機関においても実施規則に従うこと, (b) 小中学校の通常の学級と同様に, SEN に関する方針を分化し, SEN コーディネーターを置くこと, (c) school action/ school action plus に対応する early years action/ early years action plus の段階的支援を先に述べた基礎段階プロファイルを基盤として検討すること, などが求められるようになった.

以下には, ①early years action, ②early years action plus, ③法定評価と判定書の概要を述べる.

①early years action

担任, 教科担任, SEN コーディネーター, あるいは保護者が, 通常のカリキュラムでは, 子どもにほとんど進歩が認められないことに気づき, 担任や SEN コーディネーターが子どもに SEN があると判断したときに実施されるもので, SEN コーディネーターや担任が, アセスメントに基づいて, 子どもの進歩を最大限に伸ばすように援助する活動 (action) を選択することを指す. ここで, 重要なことは, 学習や指導をいかに個別にアレンジしていくかということである. 具体的には, (a) 特別に人を配置する, (b) 小グループや個別指導を活用する, (c) 異なる学習教材を利用する, (d) コンピュータや大きな机など特別な設備

を使う、(e) 地方教育局のサポートサービスによる臨時のアドバイスなどの活動がある。この活動の結果は、短期目標や手立てなどを記録した個別の教育計画を利用して、適切に評価されることが推奨されている。

②early years action plus

子どもの IEP を評定し、early years action において、進捗が認められない場合に、外部機関の専門家から継続的なアドバイスや直接の支援を受けることを指す。利用できる支援の内容は、それぞれの地方教育局によって異なる。

③法定評価 (statutory assessment) と判定書 (statement)

early years action plus においてもほとんど進捗が認められない場合には、地方教育局は、学校、担任、SEN コーディネーター、保護者、その他の専門家と連携して、early action plus の実施状況を詳細に精査し、法定評価をおこなうかどうかを検討する。法定評価は、子どものすべてのニーズと支援を詳細にアセスメントするもので、学校、学校心理士、医療など様々な専門家からアドバイスを受ける必要がある。

法定評価を実施した後、地方教育局は、判定書を策定するかどう検討する必要がある。判定書は、法的な文書であり、法定評価を通じて得られた子どもの特別な教育的ニーズや保護者や専門家の見解、支援の手立て、設備などについての詳しい情報が記載される。

以上のように、イギリスの特別な教育的ニーズのある子どもの支援は、早期（特に就学前教育の始まる 2 才）から、(graduated approach による) 一貫性のある枠組みで提供されるようになっている。

なお、2 才未満の子どもの支援においては、医療や福祉の関わりが大きいようである。

イギリスには、医療保険制度の代わりに国民保健サービス (National Health Service : NHS) があり、必ずしも十分とはいえないものの、出産前の入院や健診、出産後の訪問保健士 (health visitor) による訪問健診、定期的な予防接種などの医療サービスを、ほとんど無料で受けることができる。

1996 年の教育法 (Education Act 1996) には、「保健局 (Health authorities) や国民保健サービスは、就学前教育の子どもが、特別な教育的ニーズをもっている可能性がある場合には、保護者や地方教育局に通知しなければならない」と規定している (DfES)。また、DfES による保護者むけの SEN 教育のパンフレットには、乳児期の子どもにおいては、訪問保健師 (health visitor) や家庭医 (general practitioner) に必要に応じてアドバイスを受けることを推奨している。

イングランドにおける特別な教育的ニーズのある子どもへの支援の実施状況

DfES (2006b) によると、2006 年のすべての学校における判定書のない SEN のある子どもの数は、1293250 名で、全体の 15.7% である。これを学校種別にみると、幼稚園／幼児学級 3880 名（全体の 10.3%）、小学校 716780 名（17.3%）、中学校 506610 名（15.3%）、特別学校 1690 名（2.0%）、児童生徒受入施設 7780 名（51%）である。図 4 には、年齢別に SEN のある子どもの出現率を示した。2 才以下の子どもにおいても SEN のある子どもが認識されており、比較的早期からのニーズが捉えられていることが推察される。

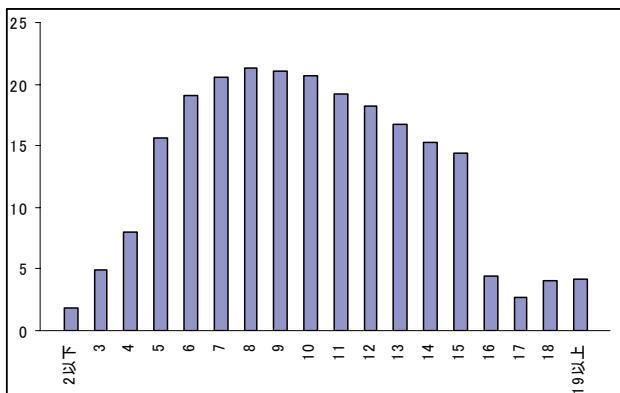


図 4. SEN のある子どもの出現率

DfES (2006b)

縦軸単位 %, 横軸単位 年齢

表 5 には、通常の学級における early years action と early years action plus の実施状況を表に示した。小学校、中学校では、SEN のある子どものおよそ 1/3 が、幼稚園／幼児学級では、およそ半数が、外部の専門家による支援を受けていることがわかる。

表 5. 支援のタイプ別による SEN のある子どもの人数

	early years action	early years action plus	判定書
幼稚園／幼児学級	1920	1960	320
小学校	483080	233710	64860
中学校	352950	153650	73840

DfES (2006b)

2006 年の全ての学校における判定書のある SEN のある子どもの数は、236750 名で、全体の 2.9% である。学校種別でみると、幼稚園／幼児学級 320 名(全体の 0.1%)、小学校 64860 名(1.6%)、中学校 73840 名(2.2%)、特別学校 82570 名(97.6%)、児童生徒受入施設 2290 名(15%)である(表)。特別学校では、ほとんどの子どもが判定書をもっており、これは年々増加傾向にある(2002 年 95.6%)。その一方で、通常の学校では、判定書のある子どもは、比較的少ない。

他方、判定書のある SEN のある子どもの措置についてみると、通常の学校が 123570 名(50.6%)で最も多く、次いで、特別学校が 81970 名(33.5%)、リソース(resourced provision/units/special classes in maintained mainstream schools) が 11580 名(4.7%)、SEN ユニット(SEN units in mainstream schools) が 81970 名(3.6%)である。

子どもがもっている主要な SEN のタイプによる子どもの割合を表 6 に示した。通常の学校においては、中度の学習困難、特化した学習困難、行動・情緒・社会性の困難、スピーチ・言語・コミュニケーションニーズのある子どもが比較的多く、特別学校では、中度の学習困難、重度の学習困難、重度重複の学習困難、行動・情緒・社会性の困難、自閉症スペクトラムのある子どもが比較的多い。

表 6. 主要な SEN のタイプによる子どもの割合 (%)

	小学校		中学校		特別学校	
	School Action Plus	判定書	School Action Plus	判定書	School Action Plus	判定書
特化した学習困難	13.4	5.1	18.4	18.6	1.0	0.8
中度の学習困難	32.1	16.2	27.5	27.0	7.9	27.6
重度の学習困難	1.2	5.4	0.6	2.9	22.6	23.9
重度重複の学習困難	0.1	1.5	0.1	0.4	10.3	7.6
行動、情緒、社会性の困難	20.2	12.1	36.0	15.7	16.8	14.3
スピーチ、言語、コミュニケーションニーズ	21.0	22.5	4.3	10.8	7.0	3.9
聴覚障害	1.5	4.5	2.1	3.0	2.0	1.9
視覚障害	1.0	2.3	0.9	2.3	0.7	1.1
重複感覚障害	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.2
肢体不自由	2.5	9.7	1.8	7.1	10.5	5.4
自閉症スペクトラム	2.7	17.6	2.0	9.7	12.1	12.7
他の困難／障害	4.3	2.6	6.2	2.5	8.8	0.7
分類不可	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

DfES (2006b)

また、表には、教育支出との関係が深い無償給食の有資格者の割合を SEN の手立てのタイプ別に示した。一般に SEN 手立てのあるものの方が、無償給食有資格者の割合が高いことがわかる。

表 7. 無償給食の有資格者の割合 (%)

	小学校	中学校
手立てなし	13.2	11.0
school action	27.8	24.3
school action plus	30.4	28.9
判定書	25.1	24.8

DfES (2006b)

特別な教育的ニーズのある子どもの早期支援のポイント

- ① 現在、ブレア労働党政権のもとで、教育改革が実施されており、早期教育の充実が図られている。
- ② 教育支出は、年々増加しているが、GDP に占める教育支出の割合は、OECD 加盟国の中でもやや低い。
- ③ 3-4 才の子どもの教育の無償化がほぼ達成され、今後は 2 才の子どもへの拡充が目標となっている。
- ④ 就学前教育では、基礎段階におけるカリキュラム・ガイダンスと、そのアセスメントのための基礎段階のプロファイルを利用した学習の進捗のモニタリングが可能である。
- ⑤ 特別な教育的ニーズのある子どもの支援の枠組みは、実施規則や教育法によって規定されており、早期から一貫して、段階的に支援を提供する graduated approach が行われている。

- ⑥ 就学前教育では、基礎段階のプロファイルを基盤として、子どものニーズを捉えていき、SENがあると判断されたときは、early years action, early years action plus, 法定評定、判定書の順に段階的に支援が行われる。

(玉木宗久)

参考文献・引用文献

- DfES (2006a) Education and training statistics for the United Kingdom (Internet Only).
- DfES (2003) Foundation stage profile.
- DfES (2007) Foundation stage profile 2006: national results (final).
- DfES (2001) Special educational needs code of practice.
- DfES (2006b) Speial educational needs in England, January 2006.
- DfES, Special Education Needs (SEN) : A guide for parents and carers.
(<http://www.teachernet.gov.uk/wholeschool/sen/>)
- 榎本 剛 (2002) 英国の教育. 財団法人自治体国際化協会.
- グレニス・ジョーンズ (緒方明子監修・海輪由香子訳) (2005) 自閉症・アスペルガー症候群の子どもたちの教育—診断、学校選びから自立にむけての指導法. 東京, 明石書店.
- 文部科学省 (生涯学習政策局調査企画課) (2004) 諸外国の教育の動き.
- 森臨太郎 (2005~2006) 連載：英国医療事情. 日系メディカルオンライン.
- OECD (2006) Education at a glance.
- 小沼里子 (2005) 我が国及び主要国における小児医療政策の現状と課題.
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2005/200502/3.pdf>)
- 大城英名・石塚謙二・徳永豊・土谷良巳・川住隆一・菅井裕行 (2002) 主要国における特別な教育的ニーズを有する子どもの指導について—イギリスにおける特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査. 科学研究費補助金特別研究促進費報告書 (研究代表者: 千田耕基).
- Talking point, コミュニケーションの発達と障害 -Levels of Help for Children with Special Educational Needs - (<http://www.ican.org.uk/TalkingPoint/Frontpage.aspx>)
- 財団法人海外職業訓練協会 (2004) 教育事情—イギリス—.
(<http://www.ovta.or.jp/info/europe/unitedkingdom/04education.html>)
- 在英国日本大使官, 医療. (<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/consulate/iryo.html>)